

解
答
の
目
録

極
秘

4
20

昭和二十四年八月

対日平和條約想定大綱

(一)

序

本稿は、対日平和の條件として連合國側が提出して來るものと
予想される條件中の主要なるものを簡單にまとめたものであつて、
そのすべてを網羅してゐるわけではなく、又その内容も外廓を
示したにとどまる。なお右内容中には、平和條約とは別個の協
定で規定され、又は対日監視機關の運営を通じて、實質的に課
せられることになるものもある。

本稿は、前稿（昭和二十三年十二月）を、その後の資料により
補正したものである。本稿では、たとえ平和條約の規定の表面
には現われて來なくても、連合國側が條約規定を定めるにあつ
て準拠するであろう原則、方針等をも採録するとともに、目
下のところ結論を下し難い想定については、競合する情報を並
記して参考に供することとした。

項目の区分は可及的にイタリヤ平和條約の例によることにし
た。

引用資料の略号は、左の通りである。

- ワ条約、、、、、ワールサイユ条約 (一九一八 六二八)
- カ宣言、、、、、カイロ宣言 (一九四三 一、二七)
- ヤ協定、、、、、ヤルタ協定 (一九四三 二、一一)
- ポ宣言、、、、、ポツダム宣言 (一九四五 七、二六)
- 連合憲章、、、、、國際連合憲章
- 対日基本政策、、、、、降伏後の対日基本政策 (一九四六 六、一九)

極東委員会採択

- 米伊協定、、、、、米國伊太利國間の戦後問題処理に關する協定 (一九四五 八、一四)

本稿の内容は、機微によれる点が多いので「極秘」としてあるが、この取扱には特にくれぐれも注意せられたい。

昭和二十四年八月

想 定

一 領土條項及びこれに關連する國籍、經濟事項

(1) 返還地域 (又はこれに準ずる地域)

(一) 台湾、澎湖島

(二) 領土

(1) 台湾及び澎湖島を中國へ返還する。

但し、獨立ない至信託統治が主張されている旨の情勢もある。いづれにしても日本の權利原は放棄せられることにならう (ポ宣言第八項及びカ宣言)。

口 國籍

山 台湾、澎湖島

(1) 返還地域の日本人は、原則として全面的に送還される。又、留用その他の事由で残存している者については、引続き日本國籍を保有させる。但し、残存日本人についてイタリアの割讓地域に関する國籍條項が應用せられる可能性も絶無とはいえずこの場合は後掲(2)の如くなる。

(2) 在日台湾人は、原則として中國籍を回復する。但し、國籍選擇権を認められることにならう。

回復の確定する期日については、中國行政院の方針に従い一九四五年十月二十五日とされる可能性が多

しかし、イタリア平和條約(第十九條)の原則が採用されるならば、早くとも平和條約実施の期日となる。

三 經濟事項(台湾、樺太の双方につき共通)

(1) 日本公有財産及び日本人の私有財産中の土地は、無償で被返還國の所有となり、その他の私有財産は、賠償勘定に繰り入れられることとなる(中國行政院指示(ニニヤ)及びカンベラ會議決議)。返還地区については、イタリア條約における割讓地の住民の財産尊重に関する規定は、

まず準用されまいと見られる（但し、若し残留日本人の財産についてイタリア割譲地域に關する原則が適用されるがごとき場合には、後掲(三)のごとくなる）。

なお右私有財産の所有主に對しては、日本政府の補償義務が規定されるであろう。

(四) 通貨、保険、郵便貯金、年金、地方的公債等に関する日本側債務は被返還國の負担となり（準備金等も同時に移轉する）、一般的公債、恩給等に関する日本側債務は引き続き日本の負担となる可能性がある（イタリア平和條約第十四附屬書）。

(2) 割譲地域（日本附近の島嶼、中のあるもの）

(一) 領土

連合國の決定する小島に對する日本の權利、権原を連合國のために放棄する（ポ宣言第八項）。

右島嶼は信託統治に附されるであろう（連合憲章第十七條一項ロ号）。

但し右のうちいずれをいかなる信託統治に附すべきやにつき、平和條約で決定される可能性もあるが、あるいは別個の連合國間の協定で定められることもあり得る。

右のうち琉球、小笠原、硫黄島は、少くとも米國の信託統治領になることはほぼ確実であり（一九四四年マニラ元帥声明）、琉球のうち奄美大島は、現在米國領の内地に對する施策より判断して日本領に残る可能性なしとしない。琉球は中國も一應要求の提起だけはして見るであろう（一九四四年一八張群行政院長声明）。

なお対島を朝鮮が要求しているが、まず実現はすまい（一九四四年一三三合同參謀本部のマ元帥あて訓令）。

(二) 國籍

(4) 割譲地の日本人は、讓受國の完全な市民になる（伊講和條約第十九條第一項）。

信託統治地域になる場合は、住民は、信託統治地域の市民となり、外交保護権は、管治國が執行する（旧南洋諸島に関する米國信託統治條項第十一條）。

小笠原、硫黄島には、目下日本人は存在せず、將來もその復帰は、認められない可能性が多い。

(4) 但し、十八才以上の日本語を常用するものについては、選択権の行使が認められ、右の選択権を行使したものについては、一定期間内に日本に送還しうる（イタリア平和條約第十九條第二項）。

(5) 讓受國は讓受地域内において、人種、言語等の差にかかわらず、すべての住民に基本的人権及び自由を保障する（イタリア平和條約第十九條第四項）。

(三) 経済事項

(1) 繼承國は、割譲地域内の日本國有及び準國有財産を無償で引継ぐ。

(2) 割譲地域居住者所有の邦貨資金は、繼承國通貨に轉換され、又割譲地域に特に關係する公債は、繼承國によつて尊重を受ける。

又保険、年金、郵便貯金等は、繼承國の負担となり、一般的公債、恩給等は、日本側の負担として残る。

(3) 割譲地に居住する日本系住民の適法に取得した権益は、繼承國國民と均等に尊重される。

(4) 日本國籍を選択して帰國するものは、無税で動産を持帰ること及び動産不動産を賣却することを許される。（本項のずれもイタリア平和條約第十四附屬書）

(5) 獨立させる地域（朝鮮）

(一) 領土

朝鮮の独立を承認させられる（カ宣言及びポ宣言第八項）。
（露和会議当時をお朝鮮の統一が実現していない場合も特に、南北朝鮮の別にふれず、ポテンシャルな統一朝鮮の独立を承認させられる形式をとるであろう。）

(二) 国籍

(1) 日本人は、一應全面的に引揚げさす。正当な理由で残存している日本人は、引続き日本国籍を保有する（イタリヤ平和條約第三十六條）。

(2) 在日朝鮮人は、原則として朝鮮国籍を回復する。但し、国籍選択権を認められよう。

(三) 経済事項

(1) 一切の在鮮日本公私所有財産を放棄する（一九四五年モローレー勸告及び在朝鮮米軍司令官指令、カンペラ會議

決議）。

（若し正当の理由で残存する日本人について伊露和條約の原則が適用されることがあれば、國有及び準國有財産のみ放棄し私有財産については、特許ないし特殊權益を無効にされ、又は変更されるに止まる）（イタリヤ平和條約第三十四條、第三十六條）。

(2) 併合以來朝鮮から搬出した美術品宗教上の物件、歴史的價值ある物件を返還する（イタリヤ平和條約第三十七條）。

(3) 朝鮮關係通貨、保険、年金、地方的債務の責任負担の決定については、返還地区に準ずる。

(四) 租借地

(一) 領土

關東州租借地を中國に返還する。

(一) 國籍

在留日本人については、台湾の項に準ずる（前掲例（一）参照）。

(二) 經濟事項

台湾の項に準ずる（前掲例（一）参照）。

(三) 南洋委任統治地域

(一) 領土

南洋委任統治地域に対する権利、権原を放棄する（カ宣言及びボ宣言第八項）。

右のうち信託統治に関する事項については、(2)(1)但書と同様であるが、南洋委任統治地域に関しては、すでに米國の信託統治地域となり且つ戰略地域に指定された（太平洋における旧日本委任統治諸島に関する米國信託統治協定）。

(一) 國籍

信託統治地域になり、土人は、(2)(1)に準じ該地域の市民となり米國の保護下に置かれる。

目下日本人は、同地域に残存していない。

(二) 經濟事項

日本人については、(1)台湾の項又は(2)の項に準ずる。土人については、原則として私有財産は尊重されよう。

政治條項

(一) 統治権に対する制限

(1) 平和條約締結後は、軍事占領は廃止され、現在のように日本
の統治権がSOAEPの制限下に置かれ、且つその指令に
よつて政治が行われるという方式は、廃止される。特に一
般連合國人の治外法権的地位は、廃止され、又、外交能力
は、復活する。(一九四五年二月元帥メッセージ。カン
ペラ會議決議)。

(2) 監視機関

SOAEPは、廃止されるが、これに代つて何らかの監視
機関が設けられる可能性が多く、右の機関の構成及び性格
については、次のように予想される。

(A) 構成—極東委員會構成の十一カ國又はこれに若干國(パ
キスタン、ビルマ等)を加えた十數國による特別の委員

會となる可能性が多い(一九四五年二月元帥聲明。カ
ンペラ會議決議)。

元帥の國際連合による監視案、中國の茶、英、中、
ソ四國による監視案(一九四五年二月外務部長談)等
もある。

實質的な構成人員については、このために特別の委員
を任命することなく前連十一國(又は十數國)の在京外
交代表を充てる可能性も少くない。

四 監視機関の手續規則

結局四大國の拒否権は、維持されるものと推測される
が、拒否権を認めないものになる可能性もたいてはない。

(1) カンペラ會議は、三分の二の多數決の動きしてゐる。
右のいずれの場合にも何らかの形で實質的に米國の監視
性が保持される可能性がある。

(1) 権限及び日本政府の自主性

日本政府の自主性は、回復され、監視機関は日本政府に対する一般的指令権を有せず、日本政府に條約違反がある場合にのみ干渉することになろう(一九四六年二月元帥メッセージ。カンベラ会議決議)。
但し、非武装化に關しては、より直接的な監視措置がとられよう(西カ國非武装化條約案第二條及び第三條)。
軍事條項の監視監督と制裁の項参照)。

(2) 監視期間

相当長期になるべきことは各國とも一致した意見である。

元帥は、一世代(一九四六年二月六日聲明)、中絶は三十年(一九四六年二月二十日外交部長談話)といひ、カンベラ會議では監視機関が日本の條約遵守の意思と能力を見極

めるまで必要で、少くとも数年以上といひ、ソ連は、日本の非軍事化、民主化が完成するまでという(一九四六年二月六日モロトフ外相聲明)。

(但し、一九四八年九月の駐米ソ連大使の日本工業管理案では、期間を数年といつてゐるが、一般的に監視期間との關係は明らかでない。)

駐屯軍

講和條約実施後在日軍隊の性格は、占領軍から駐屯軍に変化し、その兵力も縮減されるとしても、直ちに完全撤兵を見ない予想が当初は強かつた。濠洲は、長期占領論で、特に、日本に相当程度産業復興を認めるためには、長期占領を必要條件としていたし(遺米使節團員談一九四六年三月一)駐屯軍をもつて対日監視機関の支援たらしめようとの動きもあつた(カンベラ會議提案、最近でも濠洲方面には

講和後も「警察的占領軍」を置くことを主張する議論がある。(一九四一年「エチオピア首相声明等」)。

ソ連もはじめは日本の民主化、非軍事化の完成まで駐軍すべしとの議論であつた。しかしその後ソ連は、平和條約後即時撤兵すべきことを主張しており(一九四一年ハルビン・スタヴリン書簡交換等)、また最近ではこれに関連して対日平和條約を急いでいるように見受けられる(一九四一年一月パリ外相会議におけるヴァシンスキー提案等)これらを考え合せれば、全般的な平和條約ができるためには、一從つてその際できる平和條約には、後述の日本武装警察を認める代りに少くとも日本本土にはいずれの國の軍隊をも置かないことになる可能性もでてきた(もつとも最近は國際情勢の變化により兵力縮減よりも増強論さえ現れてきたが、かかる情勢が続く限りは、講和會議そのものか

開かれまい)。一方、日本本土に駐軍せずとも、沖縄、硫黄島等の周辺島嶼に陸海空軍基地を保有するをもつて足りとする議論も米國側であり、前述ソ連の態度との妥協の結果このあたりに落ち着く可能性もある。

(日本本土に駐軍する場合には、右の駐屯軍の特権、免除等について詳細に規定されることにならう。イラン・インド占領協定)

(三) 占領期間中発出された指令の効力
対日管理に關し発出された諸指令で非軍事化、民主化に關するものは、平和條約後も、監視機關の特別の指示なき限り、依然遵守すべき旨の廣汎、抽象的な規定を置かれる可能性が多い。

但し、このような指令の「原則」を守れば足りるとされる可能性も絶無ではない。(モスコイ會議におけるポー